

行政評価 市民参加ワークショップにおける検討テーマ選定理由

札幌は、全国の市町村の中で最も多い 2,729 箇所（平成 28 年 8 月現在）の多様な公園を有しています。これらの公園は、美しい都市景観を形成し、訪れる人に安らぎやうらおいなどの心理的効果をもたらすほか、災害時の避難場所として利用されるなど、都市の安全性の向上に重要な役割を果たしています。

今後、多様なニーズに対応しこれらの公園を保全・活用していくためには、行政だけでなく個々の市民、町内会や NPO などの市民活動団体、企業などが協働・連携して取組を進めていく必要があります。

このような観点を踏まえ札幌市行政評価委員会では、市民ワークショップで検討いただくテーマとして「みどり豊かな都市づくりの推進について（魅力ある公園づくりなど）」を選定いたしました。

行政評価委員会・市民参加ワークショップの役割・位置づけ

行政評価委員会について

市の施策・事業等を第三者の視点で評価する札幌市の外部機関で、市役所外部の専門家から構成されています。

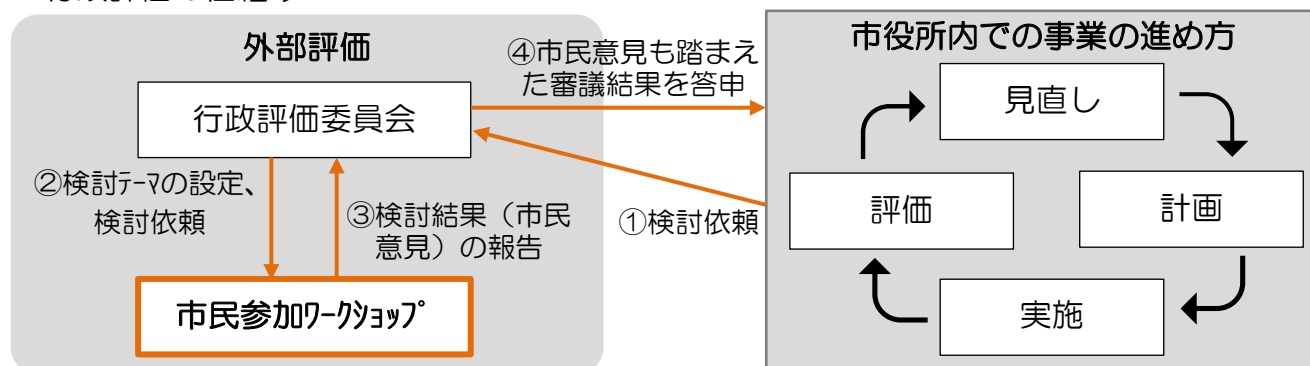
札幌市が行う事業の必要性や効果、課題や改善策について、行政では気づかない点について審議・評価するのがその役割です。評価の結果は、事業の見直し・改善に活用されます。

市民参加ワークショップについて

行政評価委員会で審議するテーマの中から、特に市民生活と関わりが深く、**市民目線・市民感覚で議論することが必要と考えられるテーマについて、一般市民の方々からご意見をお聞きするために実施するものです。**

市民ワークショップで出された意見は、行政評価委員会での審議に活用されます。

■行政評価の仕組み



市民参加ワークショップについて

ご検討いただくこと

「公園を市民にとってより魅力あるものにしていくために必要なこと」について、ご意見をいただきたいと思います。具体的には次の流れでご検討いただきます。

公園を市民にとってより魅力あるものにしていくにあたり、

第 1 回ワークショップ（8 月 27 日）：

どのような課題、あるいは、伸ばしていくべき点があるか（課題の抽出）

第 2 回ワークショップ（9 月 10 日）：

課題を解決するため、あるいは、伸ばしていくべき点をさらに伸ばしていくために、どのような方策が考えられるか（課題解決アイデアの抽出）

第 1 回ワークショップまでお願いしたいこと

重要！

1. 本説明資料・同梱資料をよくお読みください：

ワークショップではご説明や質疑応答の時間はなるべく短くし、話し合いの時間を長くとりたいと考えています。そのため**お送りした資料をよくお読みください。**

2. 事前質問票をお送りください：

お送りした資料等をお読みにになり、検討テーマや札幌市の取組、行政評価、ワークショップについて何かご質問・疑問点があれば、同封の事前質問票にて **8 月 19 日（金）まで**にお寄せください。第 1 回ワークショップにて回答申し上げます。

第 1 回ワークショップでもご質問の機会は設けますが、話し合いの時間を長く取るため、**ご質問はなるべく事前質問票にてお寄せくださいますようお願いいたします。**

3. 第 1 回ワークショップで出す意見を考えておいてください：

「公園を市民にとってより魅力あるものにしていくにあたり、どのような課題・伸ばしていくべき点があるか」考えておいてください。事前質問票でお送りいただく必要はございません。

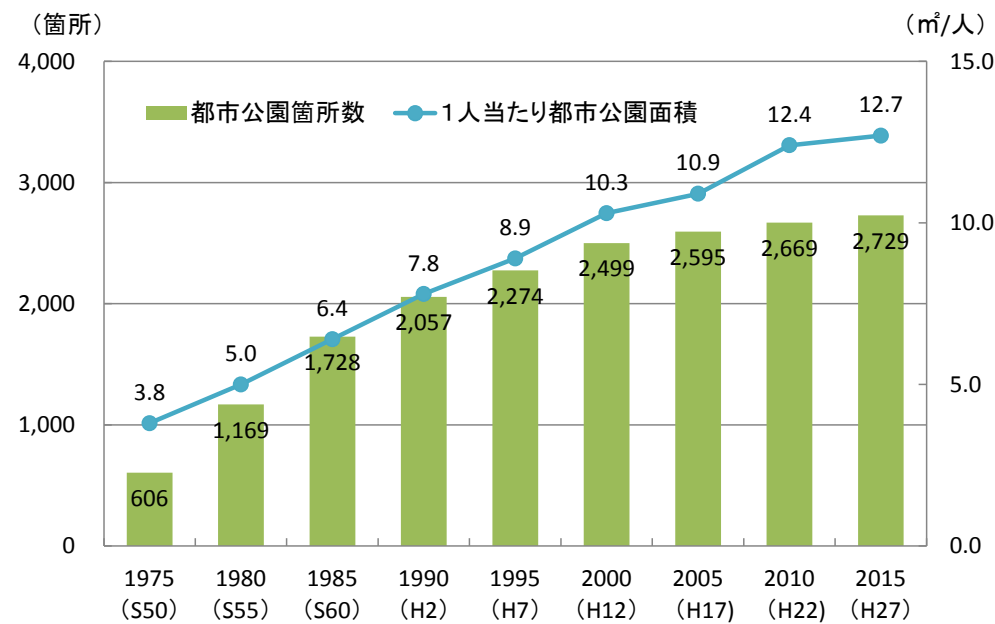
ワークショップの進め方

- ご参加の皆様には 7～8 名程度のグループに分かれていただき、専門のテーブルファシリテーター（司会者）の司会・進行により、話し合いを行っていただきます。
- 模造紙やふせん、シールなどを使った作業を通じて、気軽に楽しい雰囲気の中、話し合いを進めていきたいと考えています。

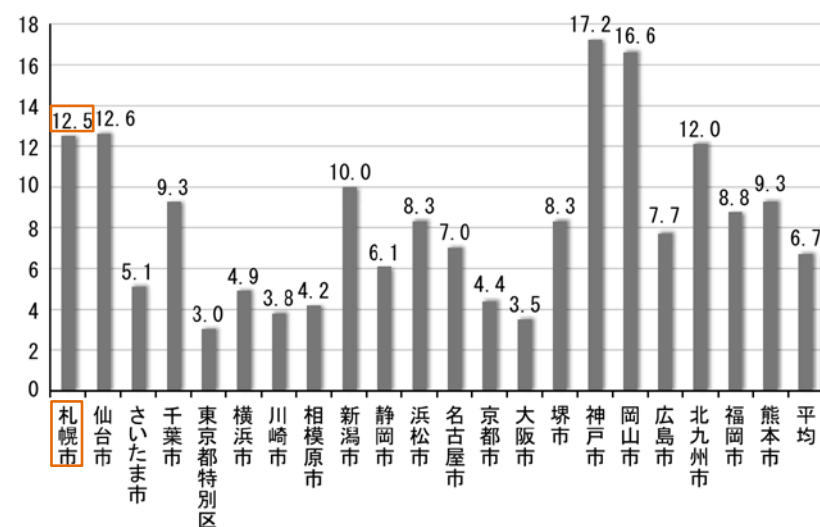
札幌市における公園行政のあゆみ

- 昭和 31 年 「都市公園法」が制定（国）
- 昭和 47 年 国により「都市公園整備 5 箇年計画（第 1 次）」が策定
 （「都市公園整備 5 箇年計画」は第 5 次計画（平成 3 年）まで策定され、札幌市でもこの計画にもとづき、公園の整備を進めてきました。）
- 昭和 50 年 札幌市では「児童公園 100 カ所作戦」を開始
- 昭和 55 年 札幌市内の都市公園数が 1,000 箇所を突破
- 昭和 57 年 「札幌市緑の基本計画」を策定（第 1 次）
- 平成 2 年 札幌市内の都市公園数が 2,000 箇所を突破
- 平成 11 年 「札幌市緑の基本計画」を改定（第 2 次）
- 平成 23 年 「札幌市みどりの基本計画」を改定（第 3 次、現計画。計画の概要を別紙・参考資料にてご説明しています）
- 平成 28 年 **現在、札幌市内の都市公園数は 2,729 箇所（全国市町村で 1 位）**

■札幌市の都市公園箇所数、一人当たり都市公園面積の推移



■政令指定都市の一人当たりの都市公園等面積（※平成 27 年 3 月 31 日現在）

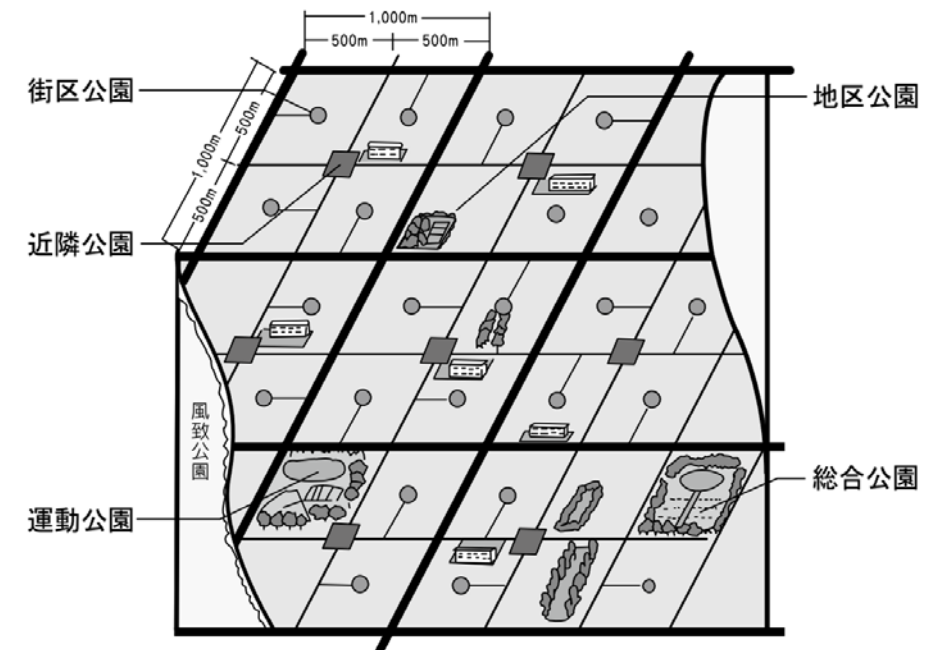


都市公園の種類

種類	説明	数	
基幹公園	住区基幹公園		
	街区公園 ※	主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。250m 以内の距離で行けるように配置され、標準規模は 0.25ha。	2,395
	近隣公園	主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。500m 以内の距離で行けるように配置され、標準規模は 2ha。	145
	地区公園	徒歩圏内の住民を対象とした公園で、スポーツ施設や休憩施設が配置される。1km 以内の距離で行けるように配置され、標準規模は 4ha。	26
	都市基幹公園		
	総合公園	休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用できる公園。10～50ha が標準的な規模で、円山公園や中島公園などがある。	10
	運動公園	野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園。標準規模は 15～75ha で、手稲稲積公園や厚別公園などがある。	4
特殊公園	自然環境や景観の保護、史跡や名勝、動植物に親しむことを目的とした公園で、風致公園や動植物園、墓園などが該当する。大通公園や札幌芸術の森などがある。	13	
都市緑地	都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地で、0.1ha 以上を標準規模としている。	126	
緩衝緑地	大気汚染や騒音、振動、悪臭などの公害や災害の防止を目的とし、住居地と工場地帯、交通施設を分離することが必要な場所に設けられる。	1	
緑道	災害時の避難路の確保や歩行者・自転車が安心して通行するために設けられた帯状の緑地。幅員 10～20m を標準として公園や学校、ショッピングセンター、駅前広場などを結ぶように配置される。	7	
広域公園	主に一つの市町村を超える広域の利用を目的とした公園。自然を生かした様々な施設が設置され、標準規模は 50ha 以上。国営滝野すずらん丘陵公園と真駒内公園がある。	2	

※街区公園は平成 5 年まで「児童公園」と呼ばれていました。

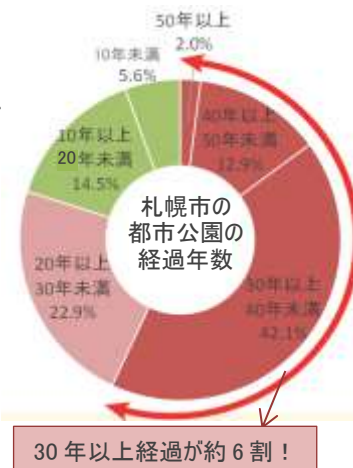
■都市公園の配置モデル図



主要事業1 地域と創る公園再整備事業

●事業背景

- 札幌市の公園は、政令指定都市で最多の 2,729 箇所となっています。
- これは政令指定都市移行から S50 年代にかけての急速な都市開発に伴い、多数の公園が造成されたことに起因しています。
- また都市計画法により、住宅開発等の面積が 3,000 m²以上の場合は、開発面積の 3%以上の公園等を設けることとされていますが、この時期に民間事業者によるミニ開発が多数行われたことで、狭小な公園が増えたほか、公園同士が近接する状況も生じました。
- こうした公園が軒並み老朽化を迎えており、造成後 30 年以上経過した公園は全体の約 6 割を占めています。また、周辺環境の変化等に伴い、利用の少ない公園も多くみられるようになりました。
- このように、老朽化に伴う安全確保や機能を発揮させることが難しくなり、地域ニーズへの対応を含めて、計画的・効率的な対応が必要となったことから、本事業を実施しています。



●事業の概要

- 本事業では、機能の見直しを伴う、公園の全面的な再整備を行っています。
- 毎年、再整備が必要な公園を 20~30 箇所程度を抽出し、地域住民等の要望を取り入れた上で整備内容を検討し、再整備工事を行っています。
- 整備内容の検討にあたっては、利用状況・アンケート調査等を行い、ニーズの把握に努めているほか、住民や利用者を対象に意見交換会を開催し、その結果を整備内容に反映させています。意見交換会については、町内会の回覧、現地案内看板などで開催周知しています。
- この他、対象とする公園のそばに、利用の少ない狭小公園がある場合には、状況に応じて公園間の機能分担の検討も行っています。
- 面積 1,000 m²以上の大きな公園（核となる公園）は、遊具等のレクリエーション主体の整備を行い、併せて周辺の 1,000 m²未満の公園のうち、誘致圏（その公園の主な利用者と想定される居住者範囲：公園から 250m 圏内）が他の公園の誘致圏に覆われている公園（機能特化公園）は、遊具の撤去等により広場主体に転換するなどして、公園間の機能分担を図っています。



●平成 27 年度概要

【工事】	【調査設計】
公園リフレッシュ工事 22 公園	公園リフレッシュ 13 公園
公園機能特化工事 5 公園	機能特化 7 公園

(平成 27 年度までに 437 公園で、再整備工事を実施済み)

主要事業2 安全・安心な公園再整備事業

●事業背景

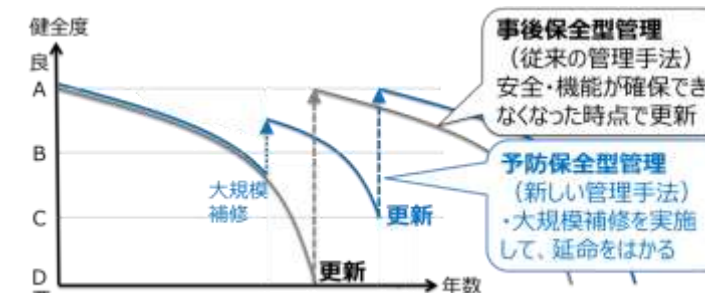
札幌市は公園数及び公園内の施設数が非常に多く、また老朽化も進んでおり、公園利用者の安全を確保し施設の機能を発揮するためには、日常的な維持管理のみでは対応が難しくなっています。このように、公園を全面的に改修するには至らないが、個別の施設の老朽化や施設の新しい設置基準への適応、バリアフリー化に対応するために、本事業を実施しています。

●事業の概要

- 本事業では、公園全体の再整備ではなく個別の施設の改修を行います。
- 老朽化に伴う公園施設の改修や、施設の新しい安全基準に対応した安全確保のための改修、公園出入口や園路及びトイレなどのバリアフリー化の改修を行います。
- 現行施設の設置経年や点検により把握した劣化状況、施設の新しい安全基準への適合状況などによって、安全・機能が確保できない施設について改修を進めますが、公園全体の再整備の時期も勘案しながら、効率的に事業を実施しています。
- 管理事務所など大規模な施設の改修にあたっては意見交換会を行い、地域住民等の意見を取り入れています。
- 複合遊具の更新にあたっては近隣の小学校にアンケートを行うなど、利用者の意見を取り入れています。
- 計画的な補修、更新を行っていくため、平成 27 年度には、「札幌市公園施設長寿命化計画」を策定しました。
 - 対象：全公園・全施設
 - 計画期間：平成 28 年度~37 年度（10 年間）

【考え方】

- 予防保全型管理と事後保全型管理



・予防保全型管理は途中で大規模補修があるため、設置から更新までにかかるコスト(ライフサイクルコスト)は高くなるが、耐用年数は長くなる。
・ $(\text{ライフサイクルコスト}) \div (\text{耐用年数})$ が安くなる方を選択

【予防保全型管理の施設】 管理事務所、橋梁など
※計画的な塗装・屋根材交換等により耐用年数を延ばします。また、遊具は安全管理のため、国の指針に基づき全て予防保全型管理とします。

【事後保全型管理の施設】 ベンチ、車止めなど

- 年次計画の作成（想定予算に合わせ、年次計画を作成）

- 今後は、「札幌市公園施設長寿命化計画」に基づき、これまで以上に効率的に事業を実施します。

●平成 27 年度概要

- 公園管理事務所の改修 2 箇所（豊平公園、西岡公園）
- トイレ改修 1 箇所
- 園路等バリアフリー化 15 箇所
- 遊具改修 25 か所
- その他施設の改修（四阿、外柵、ポンプ、照明灯など）43 箇所

主要事業3 地域に応じた身近な公園整備事業

事業概要

良好な都市環境を維持・創造するため、人口の増加により身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地において、「身近な公園の新規整備方針」に基づき、地域の核となる公園（1,000㎡以上）を新たに整備します。

また、既設公園の再整備に関する考え方を含めた全体的な実行計画を作成する予定です。これにより、バランスのとれた効率的、効果的な新規整備、再整備を実施していきます。

身近な公園の新規整備方針

札幌市の公園は数、面積共に総量としては一定程度充実してきていると考えられますが、都心及びその周辺等の既成市街地では、人口増加が見られる等、身近な公園の必要性が高まってきているにも関わらず、公園が少ないといった課題もあります。

このため、公園配置状況や、人口動態等の地域特性により、整備効果が高い地域を抽出し、新規整備を推進します。

基本的な考え方

- 統計区のデータや公園の配置バランスを基に、整備効果が高い地域を抽出します。

■統計区のデータを基にした検討

- ①人口動態や土地利用等（現況）
 - ・近年の人口が横ばいから増加傾向にあり、かつ集合住宅が多く、人口密度の高い地域を抽出
- ②まちづくり戦略ビジョン（将来性）
 - ・都心及び複合型高度利用市街地を抽出
- ③身近な公園の整備水準（公園の状況）
 - ・1人あたり住区基幹公園面積、公園の誘致圏カバー率の両方が全市平均値未満である地域を抽出

■公園の配置バランスを基にした検討

- ④地域の核となる公園等の空白域
 - ・公園空白域（誘致圏に覆われていない地域）であり、住居系、商業系に該当する地域を抽出

- ①～④に該当する区域を公園の整備効果が低い地域とし、新規整備を進めます。



実施成果、予定

平成 27 年度整備実施

- 北 1 条おてんき公園（中央区北 1 条西 18 丁目）

平成 28 年度整備実施予定

- 円山裏参道公園（中央区南 2 条西 20 丁目）
- 伏見もいわ山公園（中央区南 17 条西 16 丁目）

主要事業4 主要公園の管理運営手法の検討

○主要公園の利用実態等を把握し、現状の課題から維持管理や活用について検討を行います。

各主要公園の特性・利用実態・課題

	特 性	利用実態	現状の課題
大通公園	<ul style="list-style-type: none"> 札幌を象徴する景観 みどり豊かな都心の憩いの場 多様な活動の回遊空間、広場空間 	<ul style="list-style-type: none"> 占有利用日数の増加 飲食を伴う大型イベントの増加 	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用とイベント利用の両立を図るためのルールづくり 芝生や老木の適正管理等、みどりの質の維持・向上
中島公園	<ul style="list-style-type: none"> 都心に隣接した公園 豊かなみどりと広場・回遊空間 芸術文化の発信拠点 歴史を感じる施設 	<ul style="list-style-type: none"> 札幌まつり会場等としての歴史 	<ul style="list-style-type: none"> 園内・周辺施設、地域住民等と連携した取り組みによる公園の利用促進 老木の適正管理、公園利用者の安全性の確保
円山公園	<ul style="list-style-type: none"> 都心に近接した公園 多様な植生と野生生物、桜の名所 多様な余暇施設 	<ul style="list-style-type: none"> 花見の名所としての歴史 自然を活かしたパーク事業 	<ul style="list-style-type: none"> 自然との共生の取り組み 行楽・スポーツ・自然体験等の利用促進 老木の適正管理、公園利用者の安全性の確保